令和５年度

千葉市交通安全実施計画

令和５年度千葉市交通安全実施計画は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)の規定により作成した「第１１次千葉市交通安全計画」（令和３年度～令和７年度）に示す、市内の陸上交通の安全に関し、令和５年度に実施する本市や関係機関等の主な取組みについて定めたものです。

目次

第１章　「市民一人ひとりの交通安全意識の高揚」　p.1
第２章　「安全運転の確保」　p.3
第３章　「道路交通環境の整備」　p.3
第４章　「車両の安全性の確保」　p.5
第５章　「道路交通秩序の維持」　p.5
第６章　「救助・救急活動の充実」　p.6
第７章　「被害者支援の充実と推進」　p.6
第８章　「交通事故調査・分析の充実」　p.7
第９章　「踏切道における交通安全の施策」　p.7

第１章：市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

（１）市民総参加でつくる交通安全の推進

主な取組み	R5年度予定
○交通安全に関する情報提供の推進	・市政だよりやＨＰ、ＳＮＳ等の活用
○登下校時の子どもの安全確保	・セーフティウオッチ事業の推進
○多機能パトロールの実施	・青色回転灯装着パトロール車を使って多機能型の巡視を日常的に実施

（２）交通安全に関する普及啓発活動の推進

○交通安全運動の推進	・春の全国交通安全運動：5月　・夏の交通安全運動　：7月 ・秋の全国交通安全運動：9月　・冬の交通安全運動　：12月
○交通安全に関する広報の推進	・マイロードCHIBAの配布：4,000部
○シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底	・四季の交通安全運動（年４回）の機会を捉えて、運動期間中年２回（春・秋）にて、シートベルト着用の重要性等し事業者に対し指導の実施。
○その他の普及活動の推進	・HPを活用した視認性の高い服装の着用及び反射材の普及・促進 ・エコドライブ普及啓発動画の作成（九都県市共同事業）、YouTubeへの掲載等

（３）地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

○高齢者を事故から守る地域づくりの推進	・市政だよりに高齢者向け交通安全啓発記事を掲載 ・市内公共施設等への配架：2,200部
○高齢者に対する交通安全教育の推進	・高齢者を対象とした交通安全教室や交通安全講話の実施 ・交通安全のつどい（9月30日） ・いきいきプラザ等の高齢者が集まる場所におけるチラシの配架 ・公民館で交通安全に関するリーフレット・ポスターの掲示・配架 ・公民館における交通安全に関する講座の実施：2回、36人

（４）自転車の安全利用の推進

○自転車の安全利用に係る広報活動の推進	・自転車安全利用キャンペーンの実施 　チラシ等配布：500セット　チラシ配架：1,350部 ・自転車安全利用講習会の実施　6回+オンライン　1,000人 ・自転車利用者への広報啓発　チラシの配布：9,000枚 ・小学校６年生、中学校３年生、自転車走行環境整備路線を利用する自治会、学校に対して、自転車の安全利用についてのチラシを配布 ・自転車の安全利用についてＨＰ・YouTubeにて周知 ・イベントにて自転車の安全利用についての啓発活動を実施
○自転車の点検整備の促進	・HPへの掲載 ・自転車安全利用講習会の中で講義を実施 ・イベントにて啓発活動を実施
○自転車安全整備制度（ＴＳマーク）の普及促進	・HPへの掲載 ・イベントにて啓発活動を実施

○自転車保険等への加入促進	・HPへの掲載 ・チラシの配布：4,000部 ・街頭啓発活動を実施 ・駐輪場にて立て看板、ポスターを掲示 ・イベントにて啓発活動を実施
○反射材の普及促進	・HPへの掲載 ・啓発品の配布 ・イベントにて啓発活動を実施
○自転車運転者講習制度の周知	・ＨＰにて周知 ・イベントにて啓発活動を実施
○全ての年齢層へのヘルメット着用の普及促進	・自転車安全利用講習会の実施　6回+オンライン　1,000人 ・街頭啓発活動を実施 ・ＨＰにて周知 ・イベントにて啓発活動を実施

（５）飲酒運転の根絶

○職場・家庭等における飲酒運転追放運動の展開	・HPへの掲載
○「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり	・HPへの掲載 ・飲酒運転根絶啓発キャンペーンへの参加
○社会人・中高生等への講習会の開催	・交通安全のつどいの開催 ・交通安全講話の実施：6回　600人 ・自転車安全利用講習会の実施　6回　1,000人　（再掲） ・市立高校生に対し、保健の授業等において、意識の醸成を行う
○車両への装備による飲酒運転根絶への推進	・HPへの掲載

（６）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

○幼児に対する交通安全教育の推進	・幼稚園や保育園等における交通安全教室の実施：210回 ・保育所に対して、自転車体験イベントを実施 ・幼児・保護者に対して、交通ルールの指導の他、自転車体験イベントを実施
○小学生に対する交通安全教育の推進	・全校での交通安全教室の実施 ・自転車乗車中のヘルメット着用努力義務化について児童・保護者に周知
○中学生に対する交通安全教育の推進	・スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室を6校で実施 ・全校での交通安全教室の実施 ・自転車乗車中のヘルメット着用努力義務化について生徒・保護者に周知
○高校生に対する交通安全教育の推進	・スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室を3校で実施 ・自転車点検、自転車乗車マナーに係る注意喚起、入学時に自転車保険加入の説明
○成人等に対する交通安全教育の推進	・交通安全講話の実施：6回　600人（再掲） ・自転車安全利用講習会の実施：6回　1,000人（再掲）
○交通公園を活用した交通安全教育の推進	・利用者120,000人 ・幼児・保護者に対して、交通ルールの指導の他、自転車体験イベントを実施

（７）効果的な交通安全教育の推進

○交通安全教育推進の支援	・市政出前講座：2回 ・交通安全講話：6回　600人　（再掲）

第２章：安全運転の確保

（１）高齢運転者対策の充実

主な取組み	R5年度予定
○安全運転サポート車の普及促進	・HPへの掲載
○運転免許自主返納等に関する高齢者への周知、地域への広報の強化	・運転免許自主返納制度や運転免許自主返納者への支援措置について、周知、広報を強化 ・ホームページへの掲載 ・市政だよりでの広報
○高齢者等への支援	・「安全運転相談窓口」や「安全運転相談ダイヤル」を周知 ・HPへの掲載 ・千葉東警察署と連携し若葉区役所等に免許返納相談窓口を設置

（２）交通労働災害の防止等

○交通労働災害の防止	・関係事業者に対する「交通労働災害防止のためのガイドライン（指針）」や「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」の周知を実施
○自動車運転者の労働条件の適正化等	・労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守徹底を図るため、関係事業者に対して監督指導を実施

第３章：道路交通環境の整備

（１）生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

主な取組み	R5年度予定
○生活道路における交通安全対策の推進	・交通安全施設の整備
○通学路等における交通安全の確保	・「通学路交通安全対策プログラム」に基づく合同点検の実施 ・R4の実地調査を基に、新検見川駅・都賀駅周辺にキッズ・ゾーンを設定し、路面標示を施工 ・R6施工に向け、海浜幕張駅・千葉中央駅・JR幕張駅周辺の実地調査を行い、キッズ・ゾーン（案）を設定 ・対策未了箇所及び通常合同点検の実施 ・自転車走行環境の整備　13,000m
○高齢者、障害者等の移動円滑化や安全に資する歩行空間等の整備	・歩道の整備 ・「道路のバリアフリー整備計画」に基づく、歩道の段差解消及び視覚障害者誘導用ブロックの設置などの整備
○無電柱化の推進	・幕張本郷地区を無電柱化 ・「千葉市無電柱化推進計画」に基づき、電線類の地中化を推進

（２）幹線道路における交通安全対策の推進

○事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進	・ＥＴＣ2.0対応車載器から得られる情報等を活用しながら推進
○事故危険個所対策の推進	・交差点改良：７箇所 ・交通安全施設の整備
○幹線道路における交通規制	・道路の構造、交通量、交通事故の発生状況等を踏まえ、信号制御方法の見直し、交通規制の実施・見直し等による交通環境の改善を推進し、交通の安全と円滑を確保
○道路の改築等による道路交通環境の整備	・道路照明灯（LED化）：２０基 ・歩道の整備（L＝761m） ・交差点改良（1箇所）
○高速道路等の利用促進	・（仮称）検見川・真砂スマートインターチェンジ設置検討

（３）交通安全施設等の整備推進

○歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	・「ゾーン３０プラス」の推進 ・交通安全施設の整備 ・生活道路の整備　L=471m ・自転車走行環境の整備　13,000m（再掲） ・通学路合同点検の実施
○交通事故多発箇所の共同現地診断の推進	・共同現地診断の実施

（４）効果的な交通規制の推進

○登下校時間帯におけるきめ細かな交通規制と交通事故抑止に資する交通指導取締りの実施	・各種交通規制を的確に実施し、登下校時間帯に重点を置いた交通指導取締りを推進
○歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	・交通安全施設の整備
○交通事故多発箇所の共同現地診断の推進	・共同現地診断の実施

（５）自転車利用環境の総合的整備

○安全で快適な自転車利用環境の整備	・自転車走行環境の整備　13,000m（再掲）
○自転車等の駐車対策の推進	・出前講座（市立千葉高等学校）にて放置自転車の問題及び正しい駐車方法等に関して啓発を実施 ・放置自転車の問題や撤去から保管場への移動、引取りについての動画をＨＰ・YouTubeにて公開

（６）自動車利用の効率化と公共交通の利用促進の連携

○自動車利用の効率化と公共交通の利用促進の連携	・千葉市公共交通利用促進等支援事業補助：駐輪場整備１カ所　バス停留所ベンチ整備４カ所 ・各区市民総合窓口課の窓口にて転入者向けリーフレットを転入者へ配布 ・市立高校等での公共交通の利用に関する出前講座の実施

（７）災害に備えた道路交通環境の整備

○災害に備えた道路の整備	・橋梁の耐震補強整備の実施

（８）総合的な駐車対策の推進

○駐車場等の整備	・大規模小売店舗の周辺生活環境を保持する施策として、大規模小売店舗立地法に基づく事業者への指導を、引き続き的確に実施する。 ・改正した「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づいて適切に指導し、道路交通の円滑化を図る。

（９）道路交通情報の充実

○情報収集・提供体制の充実	・安全で快適な道路交通を確保するため、ＥＴＣ2.0等の新たな情報技術を活用しつつ、交通管制システムの高度化、道路交通情報収集・提供装置の整備等により、情報収集・提供体制の充実を図る。

（１０）交通安全に寄与する道路交通環境の整備

○道路の使用及び占用の適正化等	・道路の使用・占用への指導 ・不法占用物件の排除・防止啓発 ・道路の掘り返しの抑制 ・大規模開発事業等への先行対策の推進 ・不法上空占用物件の調査及び啓発活動
○都市公園等の整備	・（仮称）磯辺7丁目公園の整備
○公立小・中学校の校庭等の開放の促進	・校庭132校（小107、中25）、体育館160校（小107、中53）、武道場27校（中27）

第４章：車両の安全性の確保

（１）自動運転車の安全対策・活用の推進

主な取組み	R5年度予定
○先進安全自動車（ASV）の普及を促進	・HPへの掲載

（２）自動車の点検整備等の充実

○自動車点検整備の推進	・自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図るとともに、点検整備の励行を維持するため、「自動車点検整備推進運動」を展開し、自動車ユーザーに対して点検整備の必要性についての啓蒙・啓発を推進。 ・自動車検査証への定期点検整備実施状況の確実な記載の推進。 ・自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進。
○不正改造車の排除	・道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、６月に実施する「不正改造車を排除する運動」の周知等により、理解の浸透を推進。
○自動車等の新技術への対応等	・幕張新都心における自動運転サービスの導入手法やその他エリア内の回遊性向上に向けた取組みを検討するとともに、「幕張新都心モビリティコンソーシアム」において意見交換や実証実験を行う。

第５章：道路交通秩序の維持

（１）交通指導取締りの強化等

主な取組み	R5年度予定
○一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等	・悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化 ・「可搬式速度違反自動取締装置」による速度違反取締り ・通学時間帯の通学路通行車両に対する交通指導取締り
○飲酒運転等に対する交通指導取締りの強化	・飲酒運転の指導取締りを強化 ・飲酒運転を助長する周辺者三罪について徹底した捜査を推進
○高速道路における交通指導取締りの強化	・交通実態に即した効果的な機動警らの実施 ・悪質・危険性、迷惑性の高い違反の重点的取締りの実施

（２）暴走族等対策の推進

○暴走族追放気運の高揚及び家庭・学校等における青少年の指導の充実	・「お子様の交通安全を願って（御協力のお願い）」という印刷物を入学式当日に保護者に配付。
○暴走行為阻止のための環境づくり	・交通実態に応じた交通規制の実施

第６章：救助・救急活動の充実

（１）救助・救急体制の整備

主な取組み	R5年度予定
○救助体制の整備・拡充	・廃車車両を活用した救助連携訓練 ・JR合同訓練
○大規模事故における広域応援体制の整備	・緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練（山梨県） ・千葉県消防広域応援隊合同訓練
○応急手当の普及啓発活動の推進	・救命講習受講者数　15,000人
○救助用資機材の装備の充実	・高圧ガス充填資機材２機 ・救助工作車及び救助資機材更新１台分 ・新規救急車両及び救急資器材更新　4台分
○救助隊員の教育訓練の充実	・所管課教育（次世代自動車） ・所管課教育　1回

（２）救急医療体制の整備

○救急医療機関等の整備	・初期救急医療体制については千葉市休日救急診療所と夜間応急診療で、第二次救急医療体制については病院群輪番制で整備・充実を図る。

（３）救急関係機関の協力関係の確保等

○救急関係機関の協力関係の確保等	・初期救急医療体制については千葉市休日救急診療所と夜間応急診療で、第二次救急医療体制については病院群輪番制で整備・充実を図る。 ・千葉市救急業務検討委員会の開催

第７章：被害者支援の充実と推進

（１）交通事故被害者に対する支援の充実強化

主な取組み	R5年度予定
○交通遺児等の育成及び援助	・交通遺児手当延べ受給者数96名（実人数8名） ・対象児童の調査及び、交通遺児激励事業実施 ・交通遺児育英助成応募の周知と集約

（２）交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

○相談業務の充実	・交通事故相談（示談の進め方、損害賠償など事故に伴う諸問題の相談）を各区役所で毎週１、２回実施
○交通事故相談活動の推進	・139件（年間486回実施）

第８章：交通事故調査・分析の充実

（１）交通事故調査・分析の充実

主な取組み	R5年度予定
○交通事故多発箇所の共同現地診断	・交通事故が多発した箇所を、警察が道路管理者と調整を図りながら選定し、警察署単位において、道路管理者、警察署等の関係機関が共同して現地診断を実施。
○交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断	・交通死亡事故や社会的反響の大きな交通事故が発生した場合に、道路管理者等と連携した緊急現地診断を実施。
○交通事故調査委員会の効果的運用	・交通事故調査委員会の開催：３回

第９章：踏切道における交通安全の施策

（１）踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進

主な取組み	R5年度予定
○踏切道の立体交差化	・踏切交通遮断量が特に多い区間での踏切道の整備や道路の新設・改良にあたっては、地域の実情に応じて立体交差化を推進
○踏切道の構造の改良の促進	・立体交差化が困難なボトルネック踏切等について、交通安全の早期発現のための構造改良を推進

（２）踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施

○踏切保安設備等の整備	・列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を推進 ・自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を促進
○交通規制の実施	・道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、迂回路等の状況を総合的に勘案して、必要に応じた交通規制を実施 ・車両通行規制　1箇所

（３）踏切道の統廃合の促進

○踏切道の統廃合の促進	・地元調整　2箇所